

日本語版への序文

この本の日本語訳が企画されていると聞いたとき、それはとても嬉しいことであつたとともに、驚きでもあつた。著書の新たな読者を獲得することはいつでもすばらしいことだから、喜ぶのは当然だ。だが驚いたのは、この本を書いているとき、私はイギリス、もっと広くいっても英語圏以外で読者を獲得するとは予想していなかったからだ。この本はイギリスで起きた政策問題をベースにしており、多くの例や政策が他の国にはうまく当てはまらないかもしれないということを、私は自覚していた。しかし、私はひよっとすると間違っていたのかもしれない。国によってこの詳細には興味深い違いがあるのかもしれないが、この本で議論される問題は世界中で直面されているものであるのは事実だ。どんな国もギャンブルや快楽用薬物についての政策を持たなくてはならない。犯罪はどこにでもあるし、リスク、あるいは動物を科学の実験に使うことについての受け入れ可能なレベルの決定もされなくてはならない。保健制度、障碍、自由市場はわれわれすべての人生に影響している。これらの問題において争われている諸々の価値はどこでも似たものであるが、間違いなく異なつた場所や時代で異なつたバランスが達成されるだろう。そして、ある国にとって正しいと思われるものが他の国では誤りでさえあるか、少なくともずっと論争的であるかもしれない。この本で取り上げたすべての問題について、「(国と国の)」比較

研究を行い、われわれがみな何を互いに学ぶことができるのかを知るのは、興味深い。日本人の著者がこのトピックについて本を書いたら、異なった例を選び、異なった結論にいたるだろうか。私は西洋にいるわれわれがそのような研究から多くのことを学べるだろうと確信する。しかし、比較のアプローチを行うためには、第一に背景にある問題と前提を明らかにせねばならない。そしてこれこそが、私が公共政策の問いと、政策に関するわれわれの道徳的なジレンマを生んでいる哲学的な思考をつなぐことによつて、この本でしようとしたことだ。われわれは明快な解決を見つけられると望むかもしれないが、残念なことにはこれはほとんどそうならない。簡単な答えなどなく、じっくり考え、反省することになるものなどない。だが、思考と研究によつて、われわれは理解を大きく向上させることができる。

初めに、この本の方法は多くの読者が期待するものとは、おそらくとても異なるということを言っておくべきだろう。政治哲学と政策の問いをつなぐ一つの方法は、明確な正義の理論や共通善の説明を作り上げ、それが多くの政策課題についても含蓄を示すことだ。明白な魅力にもかかわらず、序論で説明される理由によつて、私はこのアプローチが成功するとは思っていない。たとえば、われわれが最初に議論を始めた正義や善の理論をすべての人が共有しているわけではないと知ったら、われわれはどうすればいいのだろう。むしろ私は、現実世界でわれわれが直面する政策問題から出発し、なぜそれらがわれわれにとつて、今、このときに問題になっているのかを解明し理解しなくてはならないと思う。われわれは問題の核心に、ある種の価値の相克を見出すはずだ。そしてわれわれのするべきことは、相克を和らげたり解決したりする進歩はどのように可能かを知るために、もっているすべての資源——哲学だけでなく、歴史学、社会学、科学的証拠などありとあらゆるもの——を使うことだ。これはさまざま

な哲学的理論や伝統に由来する諸価値に基づく、プラグマティックな妥協を導くかもしれない。伝統的な哲学の見地からは、これは不徹底だとか、非哲学的にさえ思われるかもしれない。対照的に、私はこれこそが本当の進歩を可能にする唯一の方法だと論ずるだろう。私が正しいかどうかは、読者の判断に委ねる。

私はこの日本語訳を可能にしてくれたすべての人に感謝したい。とくに、大澤津博士と原田健二朗博士だ。二人は自身の教育、研究、そして大学の行政からなる学者の一般的な生活とのバランスをとりながら、この翻訳をしてくれた。私は二人に非常に感謝している。

訳者解説

I ジョナサン・ウルフの政治哲学から何を学ぶか*

本書は、英語圏において現在最も高名な政治哲学者の一人で、イギリスにあるユニヴァーシティ・カレッジ・ロンドン (University College London, UCL) の哲学部教授として長年活躍し、2016年9月からオックスフォード大学・ブラバトニック公共政策大学院 (Blavatnik School of Government) の教授となった、ジョナサン・ウルフ (Jonathan Wolf) の著書『*Ethics and Public Policy: A Philosophical Inquiry*』の全訳である。(なお、本訳は日本語のみに通じた一般読者や大学学部生を主な読者として想定しているため、それぞれの章の来歴を記したNote on the chaptersは割愛した。) ウルフの著書の日本語訳には、すでに『ノージック——所有・正義・最小国家』(森村進・森村たまき訳、勁草書房、1994年)と『政治哲学入門』(坂本知宏訳、晃洋書房、2000年)の二冊がある。以上の訳書から、ウルフの政治哲学はある程度日本においても知られているが、本書の読者には政治哲学については興味があってもあまり詳しくない方もいるだろう。また、イギリス政治への関心から本書を読まれる方もいると思われる。そ

ここで、訳者解説では本書についての専門的な論説や批判ではなく、本書をより深く理解し活用するための情報を提供したい。そのためこの解説は、ウルフの政治哲学を解説する前半（大澤担当）と、イギリスにおける政治と哲学の関係について解説する後半（原田担当）に分けることにした。

1 政治哲学の状況

数年前、NHKで放送されたマイケル・サンデルの講義がブームとなり、政治哲学という学問分野への認知度は日本でも飛躍的に向上した。その際、アメリカやイギリス（ここでは英米圏と呼ぼう）では政策的課題に哲学が応用されるのかと、目を見張った読者も多いと思われる。それは完全な間違いではない。（たとえば、イギリス政治での哲学者の活躍ぶりについては、後半の解説を見てほしい。）しかし哲学分野の著名人というよりも、多くの学者が黙々と研究に従事する政治哲学分野の学術の世界（学界）一般に目を向ければ、かなり異なった状況がある。すなわち、近年の英米圏における政治哲学の学界において重大な課題の一つは、いかにこれを現実世界、とりわけ政策に応用できるか、というものだからである。この課題の背景には、英米圏において政治哲学研究の主流である分析的政治哲学と呼ばれる分野が、高度に専門化しすぎ、現実離れしてきたこと、またその研究が極端に理想化された前提をおくため、現実への適用に困難があることなどがある。このような問題に対処し、より適切な政策への適用を前提とした政治哲学への取り組み方（方法論）を検討しようとしたのが本書である。（そのため本書の各章は、さまざまな社会問題に取り組みことから得られた、「哲学にとつての教訓」で閉じられている。また本書は、このような教訓を導きつつ、哲学者以外のさまざまな人々に、政策を哲学的に考えるための素養を身に付けさせる

ことを意図しており、論文集や教科書の体裁をとらず、読み物風のアクセシヤスイスタイルで書かれている。本書には哲学者に対しての教訓や提言が多いが、これらはかなりの程度、哲学者のように、考える、道德に敏感な市民、にも当てはまるだろう。

では、分析的政治哲学とは何であろうか。その理解はさまざまだが、さしあたっては人々の政治や社会に関する道德的判断（善し悪しの判断）から情報の錯誤や論理的な混乱などを取り除き、一貫した体系に仕立て上げることが目的とするような哲学分野と考えられよう。その際、それぞれの道德的判断の根拠となっているいろいろな理由の適切さを論証することに重点が置かれる。たとえば、「貧しい人を救済すべし」、という道德的判断の理由には、人々に自由な人生を享受させるため、国民の助け合いを奨励するため、デモクラシーを適切に維持するため、などさまざまな理由がありうる。これらの諸理由の道德的根拠やその論理的展開を分析し、それによってわれわれの日常的な道德的判断をより明晰で一貫したものに鍛え上げていく、そしてできれば、その中で最も適切なものを選択する、ということが、この分野の仕事である。重要なこととして、この作業によって、ある道德的判断がどのようなケースにどのような行為を命じるかがよりはっきりしてくることも見逃せない。たとえば、「貧しい人を救済すべし」という判断が、国民は相互に助け合うべきだから、という理由に基づくのであれば、国内外にいる外国人の貧困は救済する必要のないものともなりうる。道德的判断の明晰化は、行為に具体的な指示を与えるのである。^{＊2}

さて、このような道德的判断の明晰化によって、われわれは今後の行為を導く何らかの道德的原理を得ることになるだろう。それは大変有用なものと期待されるだろうし、研究されるにふさわしい十分な

社会的価値があると思われるだろう。事実、分析的政治哲学の研究は、政治哲学それ自体を復活させたといわれるほどの影響力をもった、ロールズの『正義論』(1971年)——この作品自体も道徳的判断の明晰化と原理の抽出という分析的政治哲学の特徴を備えている——以降、英米圏において汗牛充棟の様相である。とりわけ、平等とは何か、正義とは何か、自由とは何か、そしてそれらの概念はどのような「あるべき社会」についての理念を導くのか、といった問題に関して、さまざま論者が極めて興味深い議論を展開している。これらが現実社会の役に立つのであれば、すばらしいことと思われるかもしれない。

しかし英米圏でさえ、あまりその期待は満たされていない、と考える研究者は多い。まず、分析的政治哲学にアクセスすることが難しい。大学などに籍を置く研究者が読むための、極めて専門的な学術雑誌を中心に展開される議論は、ほとんど世間に知られることはない。難解な専門用語と現実離れた思考実験に満ちた論文は、それがどんなに重要でも、あまり一般読者向きではないだろう。ウルフと同じくイギリスで活躍している著名な政治哲学者のアダム・スウィフト(Adam Swift)やスチュアート・ホワイト(Stuart White)は、政治哲学の専門家と一般人を結ぶ役割を誰かが果たさなくてはならないと言ったが、それほど状況は芳しくない。また、分析的政治哲学の魅力を疑う人もある。道徳的判断や原理というものにしたがって行動する人が、実際どれだけいるかと問えば、それほど多くはなさそうだ。ロールズ以降、分析的政治哲学は、人や社会に関する現実的な想定をしない理想的理論を中心に発展してきたが、これもこの分野の現実への応用を阻み、魅力を損なってしまう恐れがある。結局、社会的影響力という点から見れば、分析的政治哲学はその重要性にもかかわらず、必ずしも成功していない。多く

の研究者は過去四〇年間ほど、平等や正義の議論に熱中してきたが、その間に英米圏の社会では貧富の差が大きく開いた。このような問題意識から、近年、現実への応用により適した政治哲学の形を積極的に考えていこうとする動きがある。

本書もそのような動きと関連している。日本語には訳されていないが、ウルフがド・シヤリト (Aver De-Shalit) と共に書いた著作に、『不利益』 (*Disadvantage*, Oxford University Press, 2007) がある。この著作の方法論を概説する箇所で、彼らは、現在の平等主義的政治哲学が現実離れしてしまった一方で、政策立案者が社会的不利益に関する哲学的に説明された立場を必要とすることを述べている。政治哲学と現実的な政治・政策実践をいかにつなぐかが、ウルフの関心であることがここからも理解される。

2 ウルフの政治哲学上の関心

では本書を通じて理解されるべきウルフの政治哲学とはどのようなものだろうか。かなりの部分が本書に書かれているが、訳者 (大澤) は UCL にウルフを訪ね、取材を行ったので、その際に彼から教示されたことも含めて解説したい。^{*)}

ウルフによれば、本書を通じて一般読者に求めたいことは、さまざまな政策的課題の背景には道徳的な価値の対立があることを知り、そしてそこに道徳的価値の多元主義——諸価値の対立を収めることのできる至上にして唯一の価値はないこと——を認め、さらには、それゆえに絶対に正しい唯一の政策上の解決策や態度はないことを理解する、ということである。たとえば、市場経済における自由と、社会における平等は相反しうる価値であるが、このいずれか一方のみが真実の価値であり、他方はすべから

く排除されるべきである、ということとは、価値の多元性からは適切ではないのである。そうであるから、経済政策の議論において、自由か平等か、という議論はそもそもナンセンスであり、自由と平等のバランスが求められることになる。また、政治的な運動では、一方が他方を批判するあまり、自らにとっての中心的な価値（たとえば自由）のみを絶対視し、他方が重視する価値（たとえば義務）を一方的に否定することがあるが、これは価値の多元性を前提とすればやはり適切ではなく、むしろ社会で求められるべきはそのバランスである、ということになる。道徳的価値の多元性を認めるならば、絶対に正しい政策というものはない、ということが本書を通じて理解されるべき中心的な主張の一つである。

このような価値の多元主義を前提として、ウルフは社会的問題への哲学的で実践的なアプローチを提案する。それは、人々が支持する道徳的価値を前提とした上で、問題の中に含まれている多様な社会的利益にはどのようなものがあるかを知り、それらの対立を調停するべく、あらゆる人が自らの望む社会的利益をあまり失うことがないような解決策を探る、というものだ。ここには、社会の現実に即した道徳的な進歩を、あらゆる立場の人々に対する尊敬を失うことなく実現する、という意図がある。本書はまさに、このアプローチをイギリスの社会問題に対して適用したものである。動物実験や交通の安全性など、さまざまな政策領域において、どのような道徳的価値やそれに根付いた社会的利益をめぐって人々が対立するのかを手際よく分析し、そこから一定の解決策を導く手腕は鮮やかである。

ウルフは、何らかの道徳的理想や理念によって社会を根こそぎ変革する試みには極めて慎重である。彼は社会変革がもたらすコストにも注意を払っているからだ。社会変革は、それがたとえ善意に基づくものであっても、結果として社会に深刻なコストを負わせる社会実験になってしまう恐れがある。むしろ

ろ、近年アマルテイヤ・センなどが主張するように、最善の正義を目指すよりも明白な不正義を減らすべく、漸進的な改革を目指す方が重要であるというのが彼の主張である*6。

また、彼の「政治哲学と福祉国家の現実世界」(Political Philosophy and the Real World of the Welfare State, *Journal of Applied Philosophy*, 32(4), 360-372, 2015)と題する最近の論文では、政治哲学の歴史を1940年代から振り返りつつ、人々の意見の対立に対処すること自体が喫緊の課題となっている現在の自由主義社会において、政治哲学が取り組むべき課題を次のように指摘する。すなわちそれは、道徳的に最善の世界を目指すことではなく、コンセンサスが得られない具体的な政策課題において、見逃されたり無視されたりしている価値や、逆に重視されすぎている価値——たとえば、福祉国家においての社会的連帯の価値と自己責任の価値——に注意を払い、それによって生じる不正義に対処することなのである。社会問題において、価値と価値の対立が見られる際に、ある種の「価値のバランスの回復」を行うことが政治哲学者の重要な役割とみなされているといえよう。

このようなウルフの思想には、20世紀後半から21世紀初頭の英米圏において、正義論の旗手として華やかに活動したロールズやドゥオーキンなどの思想家が築き上げ、今日の主流となった伝統に収まりきらない内実がある。ウルフによれば、彼はアイザイア・バーリンやプラグマティズム、アリストテレスなどの思想にも啓発を受けていると言うが、本書で主張されるプラグマティックな平等などのアイデアには、そこから学ばれたものが数多く含まれている。

ウルフ自身が本書で指摘するように、このようなアプローチは、哲学的には不徹底なのではないかという疑念を生む。とくにこれまでの政治哲学の主流は、社会の統治に役立つ道徳的原理(たとえば正義

の原理)を明確に定め、それに基づいて世界を改革すべく努力する、という暗黙の方法論に支えられてきた。また、多くの人々も政治哲学に「正しい社会への処方箋」としての道徳的原理の提供を期待しがちである。しかし、ウルフはそのような道徳的原理の役割には懐疑的である。ウルフの見方に従えば、道徳的原理は確かに重要であり、それは来るべきより良い社会に向けて、長期的に世論を準備する中で重要な役割を負う、ということになる。しかしウルフは、人々の道徳的な生活は道徳的原理の実践や実行に尽きるものではないことにも着目する。政策を含め、人々の道徳的な決定には、原理の他にも、直観や判断、感情などに基づき実践的な知恵が深く関わっており、これを無視して哲学者が頭の中で考えた原理を押し付けてもうまくはいかないと言う。また、そもそも道徳的原理は、実践的な知恵と相互に補完しあい、修正しあいながら、発展してきたものだと言う。つまり、道徳的原理は道徳的な生活やその進歩には必要ではあるが十分ではなく、補助的な役割をもつにとどまり、またそのような補助的役割を果たしてこそ適切に発展していく、ということになるだろう。ここに、多種多様な道徳的原理と実践的な知恵をつき合わせ、望まれている社会的利益を誰からもできるだけ奪わない政策を作り上げてゆくという、デモクラシーの役割もまた発見される。

先の疑問に関連しては、ウルフの方法論的な関心に「価値のバランスの回復」があることも想起されるべきであろう。前掲の論文(「政治哲学と福祉国家の現実世界」)において彼は、価値のバランスの回復はむしろ、バランスの回復などを気にせず、自らの信じる価値を声高に主張する政治哲学者によってなされるかもしれない、という逆説も承認している。つまりウルフは、より哲学的に徹底したアプローチを取る政治哲学の形を否定しているのではないと理解できる。その意味では、政治哲学者が己の社会的

な役割、とくにデモクラシーの中で果たすべき役割を自覚することこそが一番重要なのだ、というのが、政治哲学のあり方に関する彼の根本的態度なのかもしれない。ウルフ自身もいろいろと模索している最中なのだろうが、政治哲学者は真剣に現実的な社会の課題に向き合うべきだ、という彼のメッセージは真摯に受け止められるべきだろう。

3 政策問題への政治哲学的アプローチ

以上、ウルフの政治哲学的関心を概説したが、われわれはそれを無批判に受け入れる必要はなく、本人もそのようなことは望まないだろう。日本語版序文にもあるように、本書はそもそも英米圏の読者を想定しており、日本ではまた事情が異なるからである。

英米圏の研究においては、あまりにも専門的かつ理想を追求するような形で分析的政治哲学の研究が展開したため、その状況への対応として、ウルフはそうではないアプローチを模索していると考えられる。(これも一種の「バランスの回復」である。)だが、本書でも繰り返し返されるように、ウルフは分析的政治哲学を中心とする研究それ自体がもつ価値を否定しているのではない。そこで、日本においてウルフのようなアプローチへの大規模な転向が必要なほど、分析的政治哲学の研究が蓄積されているかといえ、重要な研究はあるものの、英米圏に比して量的にはまだ少なく、今後さらにこの分野の研究の蓄積と社会への浸透が必要であろう。(訳者自身も多分に分析的政治哲学のアプローチを採用している。)このような研究が長期的に人々の道徳的思考にもちうる影響力は甚大であるからであり、そのことよって政策上の価値のバランスの回復が起きるかもしれないからである。だが、今後の日本における政治哲学の

発展において、英米圏の学界の教訓を活かさない手はないのだから、ウルフの診断とアプローチをあらかじめ学ぶことには大きな意味がある*7。

また、単に分析的政治哲学との関係においてのみならず、ウルフのアプローチが、政策的課題に対して政治哲学者が取るべき対応について、いわゆる政治活動とは異なるものを示唆している点は興味深い。つまり、一般的に政治活動にあつて、われわれは特定の政治的または道徳的立場に固執して政治的組織を作り、署名をあつめたり、スローガンを叫んだり、選挙活動を行ったりすることに終始しがちである。しかし、政治哲学者は市民としてこれに参加することもできる一方で、その学術的訓練と特性を活かして違うアプローチを取ることでもできる。つまり、政策的問題に関する事実を検証した上で、含まれている道徳的価値と社会的利益の分析を行い、どのように対立が起きているのかに関する徹底した理解の下で、さまざまな立場の人にとって受け入れ可能な立場を探るというアプローチである。広くいえば、(後半の解説で原田氏が指摘するように) 政策課題をめぐって対立する市民が適切な解決策に導かれるよう、彼らのコミュニケーションを助けることは、政治哲学者が果たしうる重要な役割になりうるのである。さまざまな活動を通じて自らの信念を表明する政治哲学者のみならず、対立する市民の仲介者として働く政治哲学者も必要であるかもしれない。

またウルフのアプローチは一般市民にも示唆するところが多い。政治哲学者ではない一般の市民であっても、センシティブな政策的課題に直面すると、自らの道徳的価値観のみに基づいて思考しがちである。しかし、人々の意見は多様化しており、ある特定の立場に基づいた解決策がすんなりと受け入れられるということはほとんどない。ここでは、ロールズの言う、民主主義が生んでしまう価値の多元性を

真剣に受け止める必要がある。すなわち、民主主義の社会ではさまざまな自由が保障された結果、人々は自由に思考できるので、政策的課題への対応についても、きちんとした理由がありしかも互いに対立する立場が、いくつも出てきてしまうのである*。そこで、自らの政治的な確信からは（それを保持しつつも）一歩身を引いて、改めて政策的課題の事実的前提を検討し、さらにそこから、政策的論争を引き起こしている道徳的価値と社会的利益に関する人々の対立を理解した上で、少なくとも現状よりはましな政策についてのコンセンサスを、自分自身と異なる立場の者との間で得ようとすることは、より多くの人にとつてベストではないが納得のいく政策形成に資するだろう。（もちろん、ウルフにならばこれの一つのあり方にすぎず、長期的な変革を起こすためには、自らの確信に忠実であり続ける人も必要である。ここでも大事なことは、自分と他人が政治において果たしている役割の自覚である。）

以上のような政治哲学（あるいは政治的道徳）と政策の關係についてのウルフの論点は、それへの賛否によらず、政治哲学の専門家にとつても、一般の市民にとつても、有益なものとなる。もちろん、このようなことを抜きにしても、本書はそれぞれの政策課題についての読み物として大変面白いし、また近代デモクラシーの母国、イギリスにおいて政策がどのように哲学的に考察されているのかを知る実例になっている点でも、極めて興味深い。読者が自身の関心にしたがつて、本書を役立てていただければ幸いである。

（大澤 津）

II 現代イギリスにおける政治と哲学

1 イギリスの公共政策と倫理

哲学的・道徳的・宗教的な価値の根本的な一致を望みえない今日の多元的社会において、より多くの人々が（異なった根拠に基づいてでも）合意することのできる公共政策を構築することは喫緊の課題である。こうしたロールズの問題状況において、（自由や平等などの）普遍的な哲学的原理を構築するより、政策上のコンセンサスを見出すという課題により関心をもつ実践的政治哲学の書が本書であるとさえ言う。ウルフは基本的にはミル流の、あるいは平等主義的リベリズムの系譜に連なりつつも、むしろその哲学的立場が政策上の必要性との間でもたらずギャップを正面から受け止め、なお哲学が公共政策に寄与しうる余地を探ろうとする。このアプローチがもつ政治哲学方法論上の意義については大澤氏による解説に委ね、以下では（政治）哲学が直面する公共政策をめぐる倫理的問題のありかについて、若干の叙述を試みたい。

ここで、倫理的問題を伴う公共政策における解決とは、当該社会の市民の広範な支持や理解を得られる法律が制定され、それが安定的に運用されていること、と暫定的に理解できよう。そのためには、人々の多様な倫理的価値観と法律との間のギャップをできるだけ最小化し、社会の安定性を損なうほどのリスクを生じさせないための、現実に対するバランスある理解が不可欠である。社会によって異なる多様な哲学的・道徳的・宗教的伝統や、現在の法制を裏づけている（漠然としていることの多い）道徳的

感情への冷静な洞察も必要である。こうした考慮を要する政策領域は、いわゆる「モラル・イシュー」——人工妊娠中絶や同性愛、生殖医療など——にとどまらない。ウルフは本書でむしろ、犯罪と刑罰、社会の安全性、保健制度、市場の規制といった、一見倫理的な争点が明らかではない問題にもひそむ原理的対立を探ろうとする。そしてその多くは、哲学者の視点が役立ちうるとして彼自身が参画した、喫緊の対応を求められた諸課題でもある*。

イギリスでは、どのような分野であれ、新たな立法措置が講じられる際のプロセスはほぼパターン化している。まず、社会の中で法的対応を要する課題が存在する場合、または政府や議会がある政策を推進しようとする場合、国民の多様な意見を吸い上げるための委員会が設置されることが多い。その多くは政府の省庁に設置されるが、より広範な、長期の検討を要する課題については王立委員会 (Royal Commission) が設置されることもある。委員会は関係団体や一般国民から意見を募りつつ、広く問題を検討し、報告書を公表して国民の前に問題提起をする。これに対する国民からのさらなる反応をもとに、主に政府が法案を作成し、議会での審議を経て法律が可決・成立する(宗教や倫理に絡む法案は、多くの場合自由投票に付される)、というプロセスである。議員立法の場合はこの限りでなく、また有識者委員会の答申が必ずしも政府に受け入れられるわけではないが、国民との間の十分なコンサルテーション・プロセスは極めて重要である。民間や学界で独自に設置される審議組織(たとえば生命倫理に関するナフ・イールド審議会)からのインプットもますます重要になっており、その中には準公共的地位を得ているものもある。問題が生起するたびに、また時代状況の変化に応じて、多様な意見を俎上に上げてプラグマティックな合意を志向するイギリスの政策形成過程に、学べるところは多いのではないか。

いわゆる「モラル・イシュー」に関して言えば、イギリスでは、道徳的保守勢力が伝統的に強いカトリック国（スペインやイタリア、アイルランド）、またフランスやドイツとも異なり、限定的な形で自由化を進めるといふプラグマティックな法制がとられやすかった。世俗的・進歩的勢力に対して、宗教的な保守的勢力が強固に対峙する、という構図が比較的弱かったからである。それでも一定の道徳的保守派の役割を果たしてきたイングランド国教会は、1950年代から60年代以降、イギリス社会とそこにおける教会の役割に関する認識を変えた。つまり、国教会の理解するキリスト教を社会全体あるいは公法の基礎として追求することを放棄、断念し、世俗的原则に基づいて運営されるリベラルな法に関する考えを受け入れたのである。これにより、たとえば国教会は組織として、同性愛の非犯罪化を提言したウルフェンデン報告書（1957年）に賛同し（むしろ先んじて非犯罪化を唱えた^{*10}）、主教の一部は中絶を合法化し、離婚可能要件を緩和する1960年代の諸立法にも賛成した。

じつに1960年代は、イギリスの倫理と公共政策をめぐるターニングポイントであった。いわゆる permissive society（許容／寛容社会）に向けての立法が次々となされたが、その象徴は1967年性犯罪法と1967年中絶法である。これは、同性愛者への脅迫や、危険かつ高額で行われていた闇中絶といった望ましくない状況を除去するため、同性愛行為と中絶をそれぞれ合法化したものである。60年代の法改革は、同性愛や中絶、離婚、賭博、猥褻出版物等の許容範囲に関する人々の一般感覚に、法が遅ればせながら対処した——執行不能になっていた従来の禁止法を改め、法の建前と実態を合わせた——試みであったとも言えよう。単に現状を追認しただけのこの法改正はさほどラディカルではなく、さらに、公法では合法化された行為が、私的には悪や罪とみなされ続ける余地も残ったという限界を指摘す

る見方もある。公的には禁止されなくなった行為は、なお私的領域で、各人の重い責任の下で選択されねばならないということは、「自由」の本質的帰結でもあろう。

ただし、60年代の法改革は、その多くを主導したジェンキンス元内相の言葉によれば、'civilised society'（野蛮な抑圧がなく自由で洗練された社会）を目指すものだったが、意図せざる帰結をもたらしたともみなされている。つまり立法の第一の目的は、（当時の推進派の主流の見解によれば）極めて制限的な旧法によって生じていた、先述の悪しき事態を除去することであり、決して中絶や同性愛、離婚、賭博等を「奨励」することではなかった。しかし実際にはこれと逆の事態が生じた、ということは道徳的保守派の間でくすぶり続けている不満である。もちろん立法当時にも強い反対意見はあったが、60年代には（法律が可決するだけの）一定の国民的コンセンサスが存在していたともみなせる。しかし 'permissive society' の帰結は、その後の政治対立の一つの争点とも化し（道徳的保守派はサッチャー政権の誕生に寄与した）、従来のコンセンサスとは異なる事態を生じさせたのは確かである。さらなる自由化を求める進歩派と、制約を求める保守派がなお激しく対立を見せる領域もある。当初は想定されなかった問題に、新たに対処せねばならなくなった領域（本書でも扱われたギャングンブル法制など）もある。他方で、一定の世論の支持を得て、さらなる自由化の方向でコンセンサスが「更新」された例もある（たとえば、シヴィル・パートナーシップと結婚が認められた同性愛者の権利の問題）^{*11}。

コンセンサスが今なお形成されていない領域も多い。たとえば、安楽死の合法化やドラッグの規制緩和の問題は、長年の国民的関心事であるが、新たな法制が試みられるほどの十分なコンセンサスができていない。さらに、バイオテクノロジーでの最先端を目指すイギリスの国家政策とも相まって日々進展

する、生殖医療の領域は、人々の道徳感覚と法的規制との間の注意深い調整を必要とする、最も困難な課題の一つであろう。クローン技術を含む生殖医学は、科学の進歩に対して法的規制が遅れがちな、極めて流動的な領域でもある。2008年に、ヒト・動物混合胚の作成や、いわゆる「saviour siblings」（救いの弟妹）^{*12}の出生をより広範に認める「2008年ヒト受精及び胚研究法」が成立したが、その際に、国民的コンセンサスの形成がなお困難であることを感じさせる、大きな反対運動があった。^{*13}

戦後のイギリスにおいて、生殖医療に抜本的に対処した最初の法律は1990年の「ヒト受精及び胚研究法」である（先述の2008年法はこの改正法である）。これは、1978年の世界初の（イギリスでの）体外受精の誕生以来、ますます発展し続けていた生殖補助技術とヒト胚を用いた研究を、公的な管理の下で基本的に容認するものだった。同法によって新設されたヒト受精・胚研究認可機構（HFEA）が生殖医療の研究と実践を一元的に管理する体制は、科学界や一般国民の評価を広く得ている。法律は一般的な枠を定め、具体的な事例は独立した機構が個別に判断する、そして大きな技術進歩が生じた場合には、（数年、数十年間隔で）立法措置が取られる、というフレキシブルな枠組は、この領域におけるモデルとされる。この1990年法のもとになったのは、哲学者メアリー・ウォーノックが長を務めた「ヒト受精及び胚研究に関する調査委員会」による報告書（1984年）^{*14}である。この報告書の作成と立法に至るプロセスは、倫理に関わる公共政策の形成における模範的事例であるだけでなく、本書の論じる、哲学者がどのように政策上の実践的役割を担いうるかについての注目すべき実例であるので、以下ではこの点を少しく説明したい。

2 哲学者と公共政策——ウォーノック委員会の例

オックスフォードとケンブリッジで現代哲学を研究、教育してきたウォーノックは、それまでも特別支援教育、動物実験、環境汚染等に関する政府委員会に参加していたが、1982年に保守党政権により、生殖医療の法的規制を検討する委員会の長に選ばれた。彼女はグランドセオリーや抽象的原理の単純な適用を忌避する、哲学的プラグマティストでもあり、公共問題に関する学識ある仲裁者として党派を問わず重宝されていた。^{*15} 同委員会は、生殖医療の一人歩きに対して国民が抱く道徳的懸念と、生殖医療がもたらす利益（不妊や難病の治療）を比較衡量し、認められるべき技術とそうでないものを峻別しようとした。本書の言葉を使えば、同報告書は（生殖への人工的介入を一切認めない）道徳的絶対主義と、（科学の進歩を第一に追求する）厳格な功利主義を退ける。そして、最終的な見解の一致の望めない生命や人格の定義、「人はいつ誕生するか」といった問いに関し特定の立場をとらず、胚研究に関しては、どのようなヒトの胚の状態が法的な保護に値するものとみなしうるか、という問いに答えようとする。

そして報告書は、生物の漸進的な発達過程を想定し、ヒト胚は受精後、初期の神経系が発達する（後に脊髄となる原始線条が発達し始める）14日間以降になって、法的保護に値する「特別の地位」を得る、という基準を設ける。よって、14日間以内の胚を用いた研究が解禁されることになる。この勧告はウォーノック報告書の一つの肝だが、これに対しては、哲学的根拠が不明だといった批判がある。しかし委員会は、生命の起源に関する原理的議論を棚上げし、人々の道徳的呵責が事実上抑えられる（というのは、多くの人々もまた、人間の誕生する時期や状態について確たる考えをもっていないからである）、安定した法的管理体制を構築することを第一の目的としていた。そして、人の命についての考えは多様であっ

ても、多くの人々が医学上の利益のために胚研究を認めうるのは、受精後14日以内である、という線引きをしたのである（もちろんこの基準には医学的根拠があり、他の多くの国の法制でも採用されている）^{*16}。

委員会は、人々の平均的な道德感覚に照らして合理的と判断される、科学研究の限度を見究めるという狭い道を歩む。このアプローチは、「生命の神聖性」を奉ずる道德的絶対主義と、無制限な胚研究を認める科学絶対主義の双方を退けるものだろう。公法は両者の間のどこかに位置しなければならぬ。そして、（交通安全対策の限度を論じた）本書第四章にならって言えば、患者や社会に利益をもたらす研究を可能にし、かつ人間の胚の「特別な地位」（尊厳）を守るために、どこかに境界線を設けることは、果たして不当であろうかという状況に対処したと言える。

ウォーノックは、生殖技術や胚研究の進歩に対して人々がもつ道德感情（moral feeling）や道德的懸念は、公法が正当に対処すべき事柄であると認める。しかし彼女は、法を社会の共通道德の反映と考えるデヴリン卿のようなリーガル・モラリストでは全くない^{*17}。彼女は、万人が共有する「共通道德」の存在に否定的である。また、胚研究は公法が規制すべき領域だと考えたが、公法が介入すべきでない領域も当然認める。1984年報告書は、代理出産の斡旋を、人々の道德感覚を根拠に含めつつ違法化すべきと勧告するが、これには一定の批判がある。しかし報告書は同時に、体外受精、AID（配偶者間人工授精）、AID（非配偶者間人工授精）も、「多くの人が問題とみなしていない」、「すでに広く行われている」といった一般通念や事実性に依りつつ、明確に合法化すべきと提言する。社会問題に関して、ウォーノック自身は基本的には、プラグマティックなりべラれない穏健な進歩派に近い立場だと言える^{*18}が、社会的合意に依存するアプローチは、その相対主義や機会主義に起因する（結論の）恣意性が伴わ

ざるをえない。公法が、多数派世論の専制と化すリスクも皆無ではない。

また報告書は、「明確な世論のコンセンサスのない領域に、新たな法律があまりに性急かつ広範囲に介入することは危険である」とするが、まさにコンセンサスがなない場合は、いかなる規制もまま実態が放置されることにもなる。法は常に後手に回り、状況対処的なものにとどまるかもしれない。生殖医療について言えば、1978年の衝撃以来、六年後に報告書が作成され、立法までに計12年を要したことは、社会的合意を優先するアプローチゆえのデメリットかもしれない。しかしそれでも、人々の実践を通じて何らかの共通理解が形成される前に、法が介入することよりもまだと（ウォーノック一人ではなく政府や議会全体の判断において）考えられたのだろうか。

しかし、慎重かつ広範な審議の末に結論された、64におよぶ包括的な勧告は1990年法の基礎とし、今日にまで続くHFEAを中心とする管理体制に反映されている。立法されるまでの暫定措置として、専門家による自主監督組織（体外受精・胚研究自主認可機構）が設置された。1990年法は、法が大枠で禁止すべきこと、HFEAが事例ごとに判断すべきこと、学会や研究者の自律性に委ねるべきこと、などさまざまな規制レベルを区別した。プロフェッション（専門家）の自律性を尊重することは、イギリスの公共政策の形成と実施における特質であるが、HFEAの運営委員会の半数は、委員長と副委員長を含め、不妊治療や胚研究に携わっていない非専門家であることが要される。調査委員会がそうであったように、独立した素人的な感覚と、専門家の視点を組み合わせた体制だと言える。

以上の過程でウォーノックは、ウルフが公共政策の形成において哲学者に求めた資質の多くを発揮したと考えられる。まず、自分が正しいと考える抽象的原理から出発するのではなく、現在のプラクティ

スと国民が広く抱いている感覚から出発すること。広範な意見聴取から得られた、問題に関する対立状況を把握し、さまざまな賛成・反対の立場を検討すること。そして、対立する両極端の立場からの批判や、恣意的で一貫性がないとの「哲学的」観点からの批判を覚悟しつつ、多くの人が納得しうる境界線（胚研究の場合では受精後14日）を見出すこと。^{*20} さらに、政治的にも受け入れられ、科学者にとって運用可能な法制度を、効果的な形で提案することである。ウォーノック自身は、「哲学者委員長」の役割は、間いの本質や概念を明瞭に説明しつつ、委員間の議論を喚起することであるとも加える。^{*21} 共通見解が容易に見出せない領域においては、このことは極めて重要である。

社会的合意を重視するアプローチは、特定の国や時代に存するバイアス——イギリスでは、科学の進歩に基本的に好意的なバイアス——に哲学者を引き込み、その「手を汚さ」せることにもなる。^{*22} しかしそれは、議論を明瞭化し、現実をよりましなものにする——ウォーノックの場合では法的規制がない状態を正すこと——ための資質を備えている、「哲学者抜きで話が進んでしまう」帰結との間で、各人が判断すべきトレードオフないしディレンマである。いずれの選択をした場合でも、社会的コンセンサスとされたものそれ自体を、批判的に吟味することも必要だろう。しかし、そうした批判的検討を経た上で求められるかもしれない、既存の（問題ある）世論の変化や説得を容易に望めない場合には、結論が出ないまま現実を放置するよりも、何であれ実効ある政策を提示することが求められる、ということも一つの起こりうるディレンマなのである。あるいは、一部の強い意見や「合理的」な立論を無視しても、結論を出さねばならない状況もある。

3 政治哲学の可能性

価値多元化した現代において、人々の道徳観に影響する公共政策に関しどう重なり合うコンセンサスを形成するかは、リベラルな社会にとって大きな課題である。ウォーノック委員会が合意形成を図ろうとしたアプローチとプロセスは、生命倫理以外の領域や他の社会にとっても学べるところが大きい。合意の内容、それ自体ではなく、政府や議会、関連団体、専門家、ジャーナリズム、国民の間のコミュニケーションを通じて、立法に結実させるイギリス流のプラクティスについてである。

イギリスに関して言えば、倫理的関心を引き起こす公共政策上の課題はまだまだ多い。戦争と平和の問題、環境問題、人種や移民、平等・包摂政策に関わる問題、国際援助、宗教教育、倫理的な市場や企業のある方などである。そしてそれらを学術的に研究する（政治）哲学者は、現実の政策形成に対して、なおさまざまな形で貢献しうる。ウォーノック以外にも、公共問題に関する議論を喚起し、可能な場合には政策形成に寄与してきたイギリスの（政治）哲学者はじつに多い。近年の顕著な例としては、1998年に労働党政権の下でシティズンシップ教育に関する報告書を取りまとめたバーナード・クリックが挙げられる。本書で何度も言及されたバーナード・ウィリアムズは、キャンブルに関する王立委員会に参加したほか、1978年に労働党政権が設置した「猥褻と映画検閲に関する委員会」の長としても活躍した（ただしその答申は、ミル流の強い自由の原理（他者危害原則）に基づき、大胆なボルノグラフィの規制緩和を唱えたことから、立法化されなかった）。政治学者のビク・パレクは、民間のラニミード財団の委嘱により「多民族的イギリスの将来に関する委員会」報告書（2000年）をまとめ、多文化主義論議に影響を与えた。非専門家が就くHFEAの委員長には、思想史家のリサ・ジャーデンが任命

され（2008・14年まで）、哲学者のオノラ・オニールが平等・人権委員会委員長を務める（2013年より）など、公的機関の重責を担う人文系学者は多い。これらには、組織の単なる「お飾り」や「権威づけ」となる例もないわけではないが、学者がイニシアティヴをとるケースもある。

その他、実際の政策過程に参画したかどうかとは無関係に、イギリスの公共生活に広く影響を及ぼした、いわば「公共的哲学者（public philosopher）」には、古くはベンサム、ミル、T・H・グリーン、R・H・トニー、ハロルド・ラスキ、戦後はバートランド・ラッセル、アイザイア・バーリン、マイケル・オークショット、エリザベス・アンスコム、H・L・A・ハート、アンソニー・クイントン、ブライアン・マギー、ロジャー・スクルトン、ジョン・グレイ、アマルティア・セン、A・C・グレイリングなど枚挙にいとまがない。学問と実践の垣根の低いイギリスのアマチュアリズムの伝統は、近年は廃れているとはいえ、学者が現実の改善に貢献できる余地はなお大きい。イギリスでは、多様な分野の学者が、功績に基づいて一代貴族（*life peer*）に任命される（ウォーノックとオニールは無所属の、パレクは労働党の一代貴族である）ことにより、貴族院が一種の専門的審議の場としても機能する。また、とりわけ倫理に関わる政策形成においては、宗教界からのインプットも重要である。その26人の（大）主教が貴族院の聖職議員でもあるイングランド国教会のほか、スコットランド教会、カトリック教会、改革派教会等のキリスト教、そしてユダヤ教、イスラム教、ヒンドゥー教、シーク教などが、イギリスの主な宗教的伝統である。近年では、世俗主義、ヒューマニズム（人間至上主義）あるいは無神論も、一つの確立した信条として尊重されるべきだとの声も高まっている。

以上に述べたことは、当然イギリスに固有の事柄であり、社会ごとに倫理と公共政策をめぐる問題状

況は異なるが、本書を多面的な観点から理解する上での一助になればと思う次第である。^{*23}（原田健二郎）

訳者謝辞

最後に、翻訳にあたってお世話になった方々にお礼を述べたい。

まず、著者のジョナサン・ウルフ先生は、ご多忙中にもかかわらず、訳者（大澤）の取材に快く応じてくださり、また日本語版序文を執筆してくださった。とくに取材の際には、ここには載せられなかったさまざまな貴重なお話をうかがうことができ、また最近の政治哲学研究の動向に関する質問にも、丁寧に意見を寄せてくださった。厚く御礼申し上げます。

本書の翻訳を勧められたのは、訳者（大澤）がUCLにおいて指導教員としてお世話になった、サラ・ディン・メックレドーガルシア（Saladin Meckler-Garcia）先生である。先生には現在でもさまざまな指導と助言を賜っており、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

本書の訳出は大澤が単独で行っていたが、途中多忙となったため、原田健二郎氏に共訳を依頼した。政治思想史研究の分野で高く評価されている著書『ケンブリッジ・プラトン主義——神学と政治の連関』（創文社、2014年）で知られる原田氏には、他にも現代イギリス政治に関する貴重な英語論文や、ロールズについての日本語学会論文もあり、まさに気鋭の研究者である。政治哲学、現代イギリス、語学のそれぞれに十分な知識がある点で、原田氏は実に適役であった。

翻訳に際しては、大澤が日本語版序文と一、六、七、八、九章を、原田氏が謝辞、序論、二、三、四、

五章、文献案内をそれぞれ担当し、訳文が完成した段階でそれを互いにチェックして意見を出し合い、改定するという作業を行った。とくに原田氏は、正確さを期しつつも読みやすさを第一に考慮して、多大な労力を払い極めて入念な訳文改定をされたことを、感謝をこめて記しておきたい。

勁草書房の渡邊光氏には、本書の企画の段階から大きなご理解とご支援、そしてご辛抱を頂き、深謝申し上げます。

なお、ウルフへの取材を可能にしてくれたのは北九州市立大学である。教員の研究に対して支援を惜しまない同大学、また日々お世話になっている法学部の先生方とゼミ生・その他の学生諸氏に厚く御礼申し上げます。

また、訳者二人が多大な学恩を受けている数多くの先生方、とくに学部生の頃から指導と激励を頂いている鷺見誠一先生、堤林剣先生、萩原能久先生、田上雅徳先生に、二人から感謝を申し上げます。

最後に、本書を手にしてくださった方々に、心からお礼を申し上げます。本書によって政治哲学と公共政策への興味を深められ、積極的に政策をめぐる議論に参加されることを願ってやまない。

(大澤 津)